

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則
- ◇訓令 鳥取県収入証紙取扱細則

規則

鳥取県収入証紙規則をここに公布する。

昭和二十八年六月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第三十八号

鳥取県収入証紙規則

（収入証紙）

- 第一條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十二條の規定並びに法律又はこれに基く政令による手数料で別表第一に定めるものは、県において発行する収入証紙（以下「証紙」という。）により徴収する。
- 第二條 証紙は一円、四円、十円、五十円、百円及び五百円の六種とし、その形式は別表第二のとおりとする。
2. き、損又は汚損した証紙は、使用することができない。（証紙の納付方法）
- 第三條 証紙をもつて手数料を納付しようとするものは、その納付額に相当する額面の証紙を、願書又は申請書等にもちよう付して差し出さなければならない。
- 2 本庁において、証紙ちよう付の願書又は申請書等処理する場合は、会計課長に合議しなければならない。
- 3 会計課長は、前項の合議を受けた場合は、証紙を印章（様式第一号）をもつて消印しなければならない。
- 4 麻長は、証紙ちよう付の願書又は申請書等を処理する場合は、証紙を印章（様式第一号）をもつて消印しない。

ければならない。

(証紙の出納保管)

第四條 証紙の出納保管は、出納長がこれを統轄する。

(証紙売さばき人)

第五條 証紙売さばき人は、元売さばき人及び小売さばき人とする。

2 元売さばき人は、県金庫銀行とし、小売さばき人は、知事が別にこれを指定する。

3 前項の規定による小売さばき人の指定を受けようとする者は、申請書(様式第二号)を所轄地方事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

4 小売さばき人を指定したときは、その者の住所氏名を告示する。指定を取り消したときもまた同様とする。

5 第二項の規定により指定を受けた者は、標札(様式第三号)を屋外に掲げなければならない。

第六條 知事は、小売さばき人が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 証紙に関して不正の行為があつたとき

二 その他小売さばき人として不適当と認められると

(証紙売さばき手数料)

第七條 小売さばき人に対しては、証紙売渡のつ度、証紙売渡総額の百分の三に相当する金額を売さばき手数料として交付する。

(証紙の売さばき)

第八條 小売さばき人は、需要をみたすに足る数量の証紙を元売さばき人から買受けて常備しなければならない。

2 元売さばき人が小売さばき人に証紙を売渡すときは、前條の売さばき手数料を控除した額の現金と引換えにしなければならない。

(証紙の返還)

第九條 小売さばき人は、次の場合には、証紙を元売さばき人に返還し、その証紙に相当する金額からその証紙の売さばき手数料に相当する金額を差し引いた金額の還付を請求することができる。

- 一 売さばきをやめたとき
- 二 売さばきがでなくなつたとき
- 三 その他特別の理由があると認められたとき

(証紙取扱細則)

第十條 証紙の取扱については、この規則に定めるものの外、別に定めるところによる。

附 則

1 この規則は、昭和二十八年七月一日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

鳥取県木炭検査料納付手続規則

(昭和二十五年五月鳥取県規則第二十八号)

鳥取県火薬類取締関係手数料徴収規則

(昭和二十六年九月鳥取県規則第六十二号)

鳥取県自動車運転者試験手数料等徴収規則

(昭和二十七年七月鳥取県規則第六十六号)

3 鳥取県「すいか」検査條例施行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五條から第十條までを次のように改める。

第五條から第十條まで 削除

4 鳥取県農産物検査條例施行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條から第十七條までを次のように改める。

第十二條から第十七條まで 削除

5 肥料取締法施行細則(昭和二十五年九月鳥取県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條及び第三條 削除

6 鳥取県漁船法施行細則(昭和二十六年六月鳥取県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

第十七條中「前條により」を削る。

7 狩獵法施行細則(昭和二十五年十月鳥取県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三條の二を削る。

8 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和二十六年三月鳥取県規則第九号)の一部を次のように改正する。
第五條及び第六條を削る。

9 土地收用法施行細則(昭和二十七年四月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
第四條を削る。

10 建築基準法施行細則(昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。
第七條を次のように改める。
第七條 削除

11 建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。
第十六條から第十八條までを次のように改める。
第十六條から第十八條まで 削除

12 鳥取県木炭検査規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八條中「証箋」を「收入証紙」に「認印を押し」を「印章をもつて消印し」に改める。

13 鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則(昭和二十五年十月鳥取県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。
第二條を次のように改める。
第二條 削除
第四條を削る。

14 この規則施行の際鳥取県木炭検査料納付手続規則、鳥取県「すいか」検査條例施行規則及び鳥取県農産物検査條例施行規則により現に使用中の「木炭検査証箋」「鳥取県すいか検査証紙」及び「鳥取県農産物検査手数料納付証票」は昭和二十八年九月十日までなおその効力を有する。

別表第一

一 鳥取県手数料徴収規則による手数料
二 地方自治法第二百二十二條第一項の規定に基づく手数料

(一) 鳥取県「すいか」検査條例に基づく手数料

(二) 鳥取県農産物検査條例に基づく手数料

(三) 鳥取県し畜生産検査條例に基づく手数料

(四) 鳥取県種禽検査條例に基づく手数料

(五) 鳥取県種牡畜検査條例に基づく手数料

(六) 鳥取県蜜蜂飼取縮條例に基づく手数料

(七) 鳥取県木炭検査條例に基づく手数料

(八) 鳥取県繭検定所手数料條例に基づく手数料(繰糸試験手数料を除く)

(九) 鳥取県桑苗検査條例に基づく手数料

(十) 鳥取県水産食品衛生條例に基づく手数料

(十一) 医薬品販売業者並びにその他の認定試験手数料徴収條例に基づく手数料

(十二) 鳥取県屋外広告物條例に基づく手数料

(三) 鳥取県建築代理業條例に基づく手数料

(四) 県立学校入学選抜手数料徴収條例に基づく手数料

(五) 美術品もしくは骨とう品として価値のある火なわ銃式火器および美術品として価値のある刀剣類の登録に関する手数料條例に基づく手数料

三、知事の機関委任事務で直接各種法令に基づく手数料

(一) 肥料取締法施行規則第七條に基づく手数料
普通肥料生産業者の登録並びに仮登録の手数料
同法施行規則第九條に基づく

料
普通肥料生産業者の右登録有効期間更新手数料

(二) 漁船法施行規則第十四條に基づく
漁船登録の手数料
相続による登録手数料
変更の登録手数料
再交付手数料
検認手数料
謄本交付手数料

(三) 火薬類取締法施行令第六條に基く

- 火薬類の製造許可手数料
- 同右の販売営業許可手数料
- 火薬庫の設置又は移転の許可手数料
- 製造施設又は火薬庫の完成検査手数料
- 火薬類の譲渡、譲受の許可手数料
- 火薬類の運搬証明書の交付手数料
- 火薬類の輸入許可手数料
- 丙種火薬類作業主任者免状交付手数料
- 甲種火薬類取扱主任者免状交付手数料
- 乙種火薬類取扱主任者免状交付手数料
- 火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者の免状の再交付手数料
- 四 毒物及び劇物取締法第二十三條に基く
 - 毒物、劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料
 - 毒物、劇物の販売業の登録手数料
 - 毒物、劇物の販売の登録の更新申請手数料

毒物、劇物の製造業、輸入業登録更新手数料

- 毒物、劇物取扱者試験手数料
- 毒物、劇物製造業、輸入業登録変更手数料
- 毒物、劇物販売業登録変更手数料
- 四 建築士法施行令第一條に基く
 - 二級建築士免許手数料
 - 同法施行令第三條に基き知事が定める
 - 二級建築士受験手数料
- 五 建築基準法施行令第十條、第十一條及び第十二條に基く
 - 建築確認手数料
- 六 宅地建物取引業法第四條第三項に基く鳥取県宅地建物取引業者登録手数料條例に基く
 - 宅地建物取引業登録手数料
 - 宅地建物取引業登録の更新手数料
- 七 家畜改良増殖法施行規則第九條第二項に基く
 - 種畜証明書書換交付手数料並びに再交付手数料
- 同法施行規則第二十六條に基く

家畜人工授精師の免許手数料

- 同法施行規則第二十九條に基く
 - 家畜人工授精師免許証の書換交付及び再交付手数料
- 同法施行規則第三十二條に基く
 - 家畜人工授精所の開設許可手数料
- 九 家畜商法施行規則第二條に基く
 - 家畜商免許手数料
- 十 高圧ガス取締法施行令第四條に基く
 - 高圧ガス製造許可手数料
 - 販売業者の許可手数料
 - 製造施設等の変更の許可手数料
 - 貯藏所の設置の許可手数料
 - 貯藏所の位置、構造等の変更工事の許可手数料
 - 完成検査手数料
 - 輸入の許可手数料
 - 容器検査、又は容器再検査手数料

容器証明書の再交付手数料

- 容器検査所の登録又は更新手数料
- 十一 教育職員免許法施行令第一條、第二條及び第三條に基く
 - 普通免許状(又は仮免許状)の授与手数料
 - 普通免許状(又は仮免許状)授与のための教育職員検定手数料
 - 臨時免許状の授与手数料
 - 臨時免許状授与のための教育職員検定手数料
 - 免許状書換手数料
 - 免許状の再交付手数料
- 十二 道路交通取締法に基く道路交通取締令第五十六條の三に示す
 - 普通免許手数料
 - 特殊免許、小型免許又は軽免許手数料
 - 仮運転免許手数料
 - 練習のための仮運転免許手数料
- 十三 狩獵法施行規則第八條に基く

様式第一号

収入証紙まつ、消印



備考 直径一、五センチメートル

様式第三号

鳥取県収入証紙売さばき所

備考

寸法 縦 六〇センチメートル
横 二〇センチメートル

様式第二号

収入証紙小売さばき人指定願

一 売さばきの場所 何都市何町村大字何番地
右の場所で鳥取県収入証紙の売さばきをした
いので御指定になりますよう御願いします。

年 月 日

住所

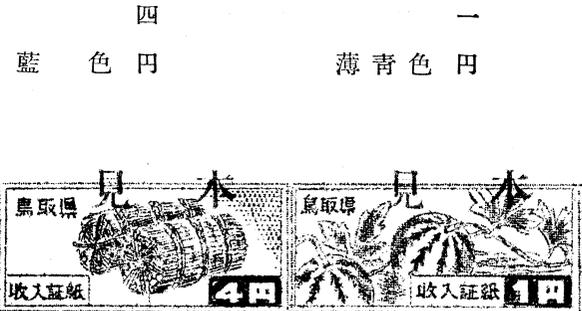
氏

名

印

鳥取県知事 氏 名 殿

狩獵免許手数料
狩獵登録手数料
別表第二 寸法 縦 一九ミリメートル
横 四〇ミリメートル
種類刷色 ひな形



四 藍色円
一 薄青色円
五十円 水浅黄色円
十 紫色円



五百円 緑色円
百 薄茶色円



(註) 土地收用法施行令第二條に基く
同條第二項から第七項までの手数料

訓令

鳥取県訓令第十一号

庁 中 一 般
各 庫 庫
庫 庫 庫

鳥取県収入証紙取扱細則を次のように定める。

昭和二十八年六月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県収入証紙取扱細則

第一條 地方事務所長は鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号以下「規則」という。）第五條第三項の申請書を受理したときは、申請人の信用、資力及びその売さばき場所の適否その他参考となる事項を調査し、意見を具して知事に進達しなければならない。

第二條 知事は収入証紙小売さばき人（以下「小売さばき人」という。）を指定したときは、収入証紙小売さばき人名簿（様式第一号）に登記しなければならない。その指定を取り消したときも同様とする。

第三條 出納長は、収入証紙（以下「証紙」という。）を受払のつ度収入証紙出納簿（様式第二号）に登記しなければならない。

第四條 県金庫銀行は、三箇月ごとに証紙の所要概数を見積り、収入証紙概算請求書（様式第三号）を知事に提出してその交付を受けなければならない。但し、必要があるときは、そのつ度請求することができる。

第五條 出納長は、県金庫銀行に証紙を交付するときは、収入証紙送付書（様式第四号）によらなければならない。

第六條 県金庫銀行は、証紙の交付を受けたときは、直ちに収入証紙領收書（様式第四号）を出納長に提出しなければならない。

第七條 県金庫銀行は証紙受払のつ度、収入証紙受払簿（様式第五号）に登記しなければならない。

第八條 出納長は、証紙売さばき代金を出納保管するため、歳入歳出外現金に「収入証紙売さばき代金」の口座を設けなければならない。

2 出納長は、前項の口座を設けたときは県本金庫に通知しなければならない。

第九條 県金庫銀行は、小売さばき人から証紙売渡の請求を受けたときは、収入証紙売渡請求領收書（様式第六号）の提出を求め内容精査の上売さばき手数料を控除した現金を納付書（様式第七号）により県金庫へ納付させて証紙を交付しなければならない。

2 県金庫は、前項の現金は、歳入歳出外現金として出納長の定める口座に受け入れなければならない。

3 県金庫は、納付書により現金を領收したときは、領收済通知書（様式第七号）を出納長に送付しなければならない。

第十條 県金庫銀行は、小売さばき人から証紙の返還を受けたときは、これを調査收納し、現金還付請求書（様式第八号）の提出を求め、これに証紙受領の旨、証

明の上知事に提出しなければならない。

第十一條 知事は、前條の請求書を受理したときは、その内容を精査し、支払の手續を執らなければならない。

第十二條 県金庫銀行及び小売さばき人は、毎月その期間中における証紙の売さばき状況を報告書（様式第九号、第十号）により翌月十日までに出納長に提出しなければならない。

第十三條 出納長は、前條の規定による報告書を受理したときは、収入証紙出納簿と対照検査しなければならない。

第十四條 本庁の課長は、収入証紙手数料徴收整理簿（様式第十一号）を設け、規則第三條第二項の規定に基づき会計課長に合議する場合、これに登載の上、その認印を受けなければならない。

第十五條 廳長は、規則第三條第四項の規定による証紙の消印はこれを出納員に命じなければならない。

第十六條 廳長は、規則第三條第四項の規定による願書

様式第四号

収入証紙交付原票		出納長	係長	係員
昭和	年	月	日	交付
金庫銀行渡	金庫銀行	渡		
五百円	百円	五十円	十円	四円
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
合計額 額面 円				
一、収入証紙送付書 枚				
内訳 枚				
右のとおり送付致します				
鳥取県出納長 御中				
金庫銀行 御中				
収入証紙領收書 枚				
一、収入証紙 枚				
内訳 枚				
五百円	百円	五十円	十円	四円
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
合計額 額面 円				
右領収しました				
昭和				
年				
月				
日				
鳥取県出納長 殿				
金庫銀行 ①				

様式第五号

収入証紙受払簿

種類 円

年 月 日	摘 要	受 入		払 出		残 在	
		枚 数	金 額 円	枚 数	金 額 円	枚 数	金 額 円
		枚	円	枚	円	枚	円
		枚	円	枚	円	枚	円

- 備 考
- (1) この帳簿は毎年度改冊すること。
 - (2) 収入証紙の種類ごとに口座を設けること。
 - (3) 月計累計を附すること。
 - (4) 収入証紙を指定売さばき人から返還を受けた場合払出高欄に朱記すること。
 - (5) 払出高欄金額欄には売さばき手数料を控除しない金額を記載のこと
 - (6) 出納長へ返付した場合は受入欄に朱記すること。

様式第八号

現金還付請求書

一、金

但しこれは(何々の理由)により収入証紙の売さばきをやめ収入証紙の残数の買戻しを受けたものに
対する相当額として

内訳左のとおり

種類	数量	券面額	売さばき 手数	差引現金 還付請求額
五百円				
百円				
五十円				
十円				
四円				
一円				
計				

上記の収入証紙昭和 年 月 日に受領
したことを証明する

県金庫

事務取扱者

職 氏 名 印

右請求します

年 月 日

元小売さばき人

住 所 氏 名 印

鳥取県知事殿

様式第九号

昭和 年 月 日 分収入証紙受払報告書

種類	受 入		払 出		現 在 高	備 考
	本月	前月までの分	本月	前月までの分		
一円						
四円						
十円						
五十円						
百円						
五百円						

上記のとおり報告致します

昭和 年 月 日

鳥取県出納長 殿

鳥取県金庫銀行 印

備 考 (1) 受入高欄には出納長から交付を受けたものを記載すること。

(2) 払出高欄には小売さばき人に売渡したものを記載すること。

様式第十号

昭和 年 月分収入証紙受払報告書

種類	前月末残高	本月受入高	本月払出高	本月末現在高	備考
一円					
四円					
十円					
五十円					
百円					
五百円					

上記のとおり報告致します

昭和 年 月 日

(小売さばき人) 氏 名 (印)

鳥取県出納長 殿

- 備考 (1) 本月受入高欄には元売さばき人から買受けたものを記載すること。
 (2) 本月払出高欄には需用者に売渡したものを記載すること。

様式第十一号

収入証紙手数料徴収整理簿

何 部 課 (麻 名)

年月日	納 人	種 類	数 量	手数料徴収高	会計課 係 印

- 備考 (1) この帳簿は毎年度改冊すること。
 (2) この帳簿は科目(目)ごとに口座を設け月計累計を附すること。

